

原子力発電の安全確保対策等について

福島第一原子力発電所の事故発生から1年以上が経過したが、依然として、周辺住民の方々は深刻な生活不安を抱えたままの避難生活を続けている。

国において、当該原発事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故原因の徹底究明や原子力施設の安全確保など、二度と原子力災害が起こらないよう、所要の対策がとられる必要がある。

また、原子力安全委員会による、いわゆる「防災指針」の見直しに係る検討では、「防災対策を重点的に充実すべき地域」を拡大することや、当該拡大後の地域の外においても、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」が必要であるとされていることに加え、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることから、原発立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講じておかねばならない。

広域避難については、避難元の原発立地県と避難先となる隣県等との情報伝達や指揮命令系統が明確となっていない現在の体制では、混乱が生じることが懸念される。

特に地震、津波等との複合災害を想定した場合、原発立地・周辺自治体も甚大な被害を同時に受け、避難先となる隣県等への情報伝達をはじめとする初動対応や、避難者に対する支援を十分に行うことができない事態となることも想定される。

さらに、要援護者（社会福祉施設入所者、在宅要援護者、病院入院患者）の避難を円滑かつ安全に実施していく仕組みづくりが喫緊の課題となっている。原発立地・周辺自治体や受入自治体だけでは、輸送手段、輸送用資機材、輸送時にケアを行う医療従事者や介護従事者等をすべて確保することは極めて困難である。

このような課題を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 原子力発電所の安全対策の強化

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故が重大な事態に至った原因を徹底的に究明すること。また、これまでに明らかになった事故原因及び事故に関連して国民が抱いている疑問点に対して明快に分かりやすく説明すること。
- (2) 今般政府が示した原子力発電所の再稼働に当たっての安全性に関する判断基準の根拠を国民や立地自治体・周辺自治体に対して明快に説明し、その理解を得ること。

- (3) 事故から得られた新たな知見に基づき、原子力発電所の安全基準の抜本的な見直しを早急に行い、シビアアクシデントに至らないため、国が中心となって原子力安全対策や周辺地域を含めた原子力防災の対策を講ずること。万が一、シビアアクシデントに至った場合の対策も講ずること。
- (4) 原発立地自治体をはじめ、事故が起こった場合に被害が想定される周辺自治体の住民の安全・安心が担保されるよう、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整等を行うこと。
- (5) 原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、原発立地自治体をはじめ、周辺自治体の意見を踏まえ慎重に判断すること。
- (6) 見直し後の新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2号機及び建設中の3号機の安全性について国が責任を持って厳格な評価を行い、適切な指導を行うこと。
- (7) 原子力安全規制組織の見直しに当たっては、独立性・透明性が確保され、国民の理解が得られる体制とすること。

2 原子力発電所の防災対策の充実・強化

- (1) 国の責任において「予防的防護措置」、「緊急防護措置」、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」それぞれの具体的な内容について早期に検討し、次の事項と併せて、地方公共団体に対する明確な説明と意見聴取の場を設けること。
 - ア 防護措置を講じる上での、国、事業者及び地方公共団体それぞれの責任と役割分担
 - イ 防護措置を講じるための判断基準、手順及び事前準備が必要な資機材等
 - ウ 必要な体制整備 など
- (2) 国の責任において、原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が広範囲に拡散した場合における影響予測手法や観測体制の確立などについて、早期に検討すること。

3 原子力災害時の広域避難における支援体制の構築

- (1) 原発周辺地域及び広域避難の受入地域において、国が中心となって、避難者や受入自治体等を支援する体制づくりを行うこと。
- (2) 国が中心となって、避難者に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保について、迅速に対応できる体制づくりを行うこと。
また、避難所・救護所運営や要援護者の支援等に必要となる人員の確保についても、原発立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる体制を整えること。

- (3) 国が中心となって、要援護者の避難に必要となる輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる社会福祉施設等の確保を支援する体制を構築するとともに、やむを得ず残留せざるを得ない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策並びに支援体制を構築すること。
- (4) 避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保について支援を行うこと。

4 地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

防災指針の見直しにおいて「防災対策を重点的に充実すべき地域」の拡大及び「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」の具体的な内容が検討されていることから、これに伴い必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受け入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、新たにUPZの範囲に加わることにより、原子力安全体制や医療体制、避難体制などを整備（初期投資）する必要がある自治体においては、緊急に体制を整備・構築する必要があることから、交付金の限度額を撤廃するとともに、早期に交付すること。

平成24年6月1日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	伸	治
島根県知事	溝	善	兵衛
岡山県知事	石	正	弘
広島県知事	湯	英	彦
山口県知事	二	井	関成